

## J A えひめ中央マイカーローン商品概要説明書 (ジャックス保証型)

(令和2年4月1日現在)

|                    |   |
|--------------------|---|
| 商品名                | J A えひめ中央マイカーローン (ジャックス保証型)   |
| ご利用<br>いただける方      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 当 J A 地区内に居住またはお勤めの方で、当 J A の組合員の方。<br/>※現在組合員でない方でも、当 J A 所定の出資金をお預けいただけますと、組合員となることができます。</li> <li>● お借入時の年齢が満 18 歳以上で、最終償還時の年齢が満 7 2 歳以下の方。<br/>※満 20 歳未満の場合は、給与所得者に限ります。</li> <li>● 前年度税込年収が 150 万円以上ある方<br/>(自営業者の方は収入から必要経費を差し引いた「前年度税引前所得」とします)。</li> <li>● 当 J A が指定する保証機関 (株ジャックス) の保証が受けられる方。</li> <li>● その他当 J A が定める条件を満たしている方。</li> </ul>   |
| 資金用途               | <ul style="list-style-type: none"> <li>● ご本人または同居のご家族が必要とされる次のご資金が対象です。ただし、営業用自動車・バイクは除きます。             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 自動車・バイク (ともに中古車を含む) のご購入資金およびご購入に付帯する保険掛金等の諸費用</li> <li>② 自動車等の車検・点検・修理費用</li> <li>③ 運転免許の取得のためのご資金</li> <li>④ カー用品 (カーナビ等) のご購入資金</li> <li>⑤ 車庫建設・カーポート設置のためのご資金 (ただし、お借入金額は 100 万円以内)</li> <li>⑥ 他金融機関から借入中の自動車ローンのお借換資金</li> </ol> </li> <li>①～③の資金用途 (車両本体の購入資金は除く) にて借入申込日から 3 か月以内に現金で支払いしたのも含まれます。ただし、3 ヶ月以内に発行された領収書および請求書、売買契約書等の写しの提出が必要です。</li> </ul> |
| 借入金額               | ● 10 万円以上 1,000 万円以内 (1 万円単位) とし、所要額以内とします。   |
| 借入期間               | ● 6 ヶ月以上 10 年以内 (1 ヶ月単位)<br>ただし、住宅ローンの新規契約 (借換含む) と同時にマイカーローンを借換される場合は、最長 12 年以内とします。   |
| 借入利率               | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 【固定金利型】<br/>当初のお借入利率を、完済時まで適用いたします。</li> <li>● 利率は店頭に掲示します。詳しくは、当 J A のローン相談窓口へお問い合わせください。</li> </ul>  |
| 返済方法               | ● 元利均等返済 (毎月の返済額 (元金 + 利息) が一定金額となる方法) とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式 (毎月返済方式に加え 6 ヶ月ごとの特定月に増額して返済する) のいずれかをご選択いただけます。   |
| 担保                 | ● 不要です。   |
| 保証人                | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 当 J A が指定する保証機関 (株ジャックス) の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。但し次の場合は連帯保証人が必要です。</li> <li>● 未成年者がお借入の場合は、親権者うち 1 名の連帯保証人が必要です。</li> <li>● 新卒の就職内定者のお借入の場合は連帯保証人が必要です。</li> <li>● J A または保証会社が必要と認めた場合。</li> </ul>   |
| 保証料                | ● 保証料分割後払い  |
| 手数料                | ● 不要です。   |
| 苦情処理措置および紛争解決措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 苦情処理措置<br/>本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当 J A 本支店 (所) または金融部 (電話: 089-943-8731) にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。<br/>また、J A バンク相談所 (電話: 03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。</li> <li>● 紛争解決措置<br/>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会 (電話: 089-941-6279)</li> </ul>  |
| その他                | <ul style="list-style-type: none"> <li>● お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>● 印紙税が別途必要となります。</li> <li>● 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</li> </ul>  |